

「県有施設減免利用登録団体」取扱要領

1 目的

障害者団体が、奈良県有施設のうち、各施設ごとに定める障害者に対する使用料減免を申請する場合は、県福祉医療部障害福祉課において、「県有施設減免利用登録団体」の登録を行うこととする。

2 登録条件

登録できる障害者団体とは、障害者並びにその介助をする者を主な構成員とし、専ら障害者のために活動している団体とする。

ただし、政治活動、宗教活動、専ら営利を目的とする利用は減免対象外とする。

3 登録申請

下記の書類を添付し、様式1「県有施設減免利用登録団体登録申請書」を県福祉医療部障害福祉課へ申請することとする。

- (1) 団体の定款、規約
- (2) 事業・活動実績が確認できる書類

4 登録許可

申請内容を審査し、結果については、申請者に文書で通知する。また、登録団体については、様式2「県有施設減免利用登録団体登録証」を交付し、団体名を奈良県ホームページの障害福祉課ページに掲載する。

5 登録内容の変更・解除の届出

登録団体は、登録内容の変更もしくは登録解除を行う場合は、様式3「県有施設減免利用登録団体変更・解除届」を県福祉医療部障害福祉課へ提出することとする。登録内容の変更については、審査の結果、登録を解除する場合がある。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。